

港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託

プロポーザル実施要項

1 目的

平成 25 年 3 月に策定した「港区防災街づくり整備指針」について、令和 4 年度の計画期間満了に伴い、これまでの事業進捗における課題や社会情勢の変化を踏まえ、令和 5 年度からの新たな整備指針を策定する必要があります。

本整備指針は自然災害の現況と課題（揺れ、液状化、津波による浸水、がけ崩れ、大雨による浸水、高潮による浸水等）について取りまとめ、これらに対する具体的な施策、取組を示すものです。

そのため、令和 3 年度の本基礎調査業務委託においては、人口・高齢化率などの人口特性、細街路や延焼危険度などの道路・土地利用に関する課題、また避難所や地域集合場所、防災備蓄倉庫などの拠点となる施設の現況を整理、分析し、災害リスクの評価を行います。

本業務は、計画策定に向け、広範かつ高度な知識や経験を有することが不可欠であることから、最も適した事業者に委託するため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

2 業務概要

(1) 件名

港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託

(2) 業務内容

別紙 1 仕様書のとおり

(3) 履行期間（開始日は予定）

令和 3 年 4 月下旬から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 事業規模

年間 8,745,000 円（消費税及び地方消費税の税率 10%を含む）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

※現時点では、令和 3 年度予算が成立していないため、予算成立後、上記の金額及び仕様書に記載された規模で業務委託を実施する予定であることをあらかじめご了承ください。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者としてします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参

加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者又は競争入札参加資格登録業者と同等の資格を有すると判断されるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 「別紙 1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

4 選考スケジュール（予定）

| 事項 | 日程 |
|--------------------------|---|
| プロポーザル実施要項の公表・配布期間 | 令和 3 年 2 月 12 日（金）から 令和 3 年 3 月 2 日（火） ※窓口は午後 5 時まで |
| プロポーザル実施要項に対する質問受付期限 | 令和 3 年 2 月 17 日（水）午後 5 時まで |
| 質問への回答 | 令和 3 年 2 月 22 日（月） |
| プロポーザル参加意思表明書・企画提案書等提出期限 | 令和 3 年 3 月 2 日（火）午後 5 時まで |
| 第一次審査（書類審査）結果通知 | 令和 3 年 3 月 12 日（金） |
| 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和 3 年 3 月 26 日（金） |
| 第二次審査結果通知 | 令和 3 年 3 月 30 日（火） |
| 契約手続き | 令和 3 年 4 月下旬 |
| 業務委託開始・審査結果公表 | 令和 3 年 4 月下旬 |

5 配布書類等

(1) 配布場所

港区役所 6 階 街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和3年2月12日（金）から令和3年3月2日（火）まで
※午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和3年2月12日（金）から令和3年3月2日（火）まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

- ① プロポーザル実施要項
- ② 【別紙1】仕様書（案）
- ③ 【別紙2】事業候補者選考基準

提出資料関係

- ② 【様式1】質問書
- ② 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3-1～3】共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状
- ④ 【様式4-1～2】事業者概要、事業者業務実績
- ⑤ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑥ 【様式6】業務従事予定者の配置計画
- ⑦ 【様式7-1～3】企画提案書
- ⑧ 【様式8】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和3年2月12日（金）から令和3年2月17日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までFAXで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和3年2月22日（月）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公開し、回答は本実施要項の一部として取り扱います。なお、回答の際、質問者名は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和3年2月12日（金）から令和3年3月2日（火）午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

「13 担当・連絡先」のとおり

(3) 提出方法

直接担当者まで持参又は郵送により提出してください。

※直接持参して提出する場合は事前に「13 担当・連絡先」の担当者に電話予約の上、来庁してください。

(4) 提出資料

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
※港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合は、次の書類
（ア）登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）
（イ）印鑑登録証明書
（ウ）財務諸表（最新の事業年度のもの）
（エ）納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）
（オ）許可等の証明書（写）
- ② 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3-1～3】※共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状
※該当する場合のみ。
- ④ 【様式4-1～2】事業者概要及び業務実績
- ⑤ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑥ 【様式6】業務従事予定者の配置計画
- ⑦ 【様式7-1～3】企画提案書
- ⑧ 【任意様式】見積書
- ⑨ 「ワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定通知書等の写し
※該当する場合のみ。【別紙2】港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託事業候補者選考基準参照。
- ⑩ 障害者雇用状況報告書の写し
※該当する場合のみ。【別紙2】港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託事業候補者選考基準参照。
- ⑪ ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001 等の認証を取得している場合の通知書等の写し
※該当する場合のみ。【別紙2】港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託事業候補者選考基準参照。
- ⑫ 区と締結している災害時における協定書の写し
※該当する場合のみ。【別紙2】港区防災街づくり整備指針策定のための基礎調査業務委託事業候補者選考基準参照。

(5) 提出部数

ア 提出資料①から③、⑨から⑫ 1部

イ 提出資料④から⑧ 正本1部、副本8部（カラーコピー可）

※提出資料④から⑧は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、副本については、事業者名（協力事業者名を含む）を特定する事項（社名、マーク等）を記入

しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

(6) 各書類の提出に関する留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 【様式7-1～3】は、各様式につき、A4サイズ2枚（片面印刷）を上限として、作成してください。

(7) 企画提案書等の記入に関する留意事項

ア 【様式3-1～3】共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状について

(ア) 区外事業者であり、区内事業者と共同する場合のみ提出してください。

(イ) 共同事業体を構成する全事業者が、参加資格に該当することが必要です。

(ウ) 企画提案書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

イ 【様式4-1～2】事業者概要、業務実績について

(ア) 最新の状況を記載してください。

(イ) 業務実績は、過去5年間の類似業務の実績を記載してください。

(ウ) 区外事業者であり、区内事業者と共同する場合は、共同事業体を構成する事業者ごとに記載してください。

ウ 【様式7-1～3】企画提案書について

【様式7-1～3】に記載の各課題に対する提案内容について、基本的な考え方を簡潔に記載してください。なお、採用された事業候補者の提案の内容の全てをそのまま本業務委託の内容とするものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

エ 【任意様式】 見積書について

【別紙1】仕様書（案）に基づく業務の遂行に必要な経費を概算し、仕様書の項目ごとの内容を記載するとともに、人件費の単価と人工数を明示し、参考見積として提出してください。

なお、合計金額は、税込（消費税及び地方消費税の税率10%）としてください。

8 事業候補者の選考と審査

別紙2 事業候補者選考基準のとおり

9 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

③ 虚偽の内容が記載されているもの

④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合。

(2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とし

ます。

- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に 応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) FAX等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和3年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
- (11) この要項に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定めます。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区街づくり支援都市計画課街づくり計画担当（区役所6階）【担当者】大浦、内藤

電話：03-3578-2213 FAX：03-3578-2239